

昭和六十年郵政省令第二十八号

工事担任者規則

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十三条第一項、第五十四条、第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十八条、第六十一条第一項、第六十三条、第六十七条第三項及び附則第十四条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、工事担任者規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
 第二章 工事担任者試験（第五条―第二十三条）
 第三章 工事担任者の養成課程（第二十四条―第三十四条）
 第四章 工事担任者の認定（第三十五条・第三十六条）
 第五章 工事担任者資格者証の交付（第三十七条―第四十一条の二）
 第六章 指定試験機関（第四十二条―第五十五条）
 第七章 雑則（第五十六条・第五十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、別に定めるものを除くほか、工事担任者に関する事項を定めることを目的とする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

第三条

法第七十一条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 専用設備（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二条第二項に規定する専用の役務に係る電気通信設備をいう。）に端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）を接続するとき。
- 二 船舶又は航空機に設置する端末設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）を接続するとき。
- 三 適合表示端末機器、電気通信事業法施行規則第三十二条第一項第四号に規定する端末設備、同項第五号に規定する端末機器又は同項第七号に規定する端末設備を総務大臣が別に告示する方式により接続するとき。

（資格者証の種類及び工事の範囲）

第四条 法第七十二条第一項の工事担任者資格者証（以下「資格者証」という。）の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲は、次の表に掲げるとおりとする。

資格者証の種類	工事の範囲
第一級アナログ通信	アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事
第二級アナログ通信	アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事（端末設備に収容される電気通信回線の数が一のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事（総合デジタル通信用設備に基本インタフェースで一のものに限る。）
第一級デジタル通信	デジタル伝送路設備（デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
第二級デジタル通信	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒一ギガビット以下であつて、主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。）ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
総合通信	アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事

第二章 工事担任者試験

（試験の方法）

第五条 工事担任者試験（以下「試験」という。）は、筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法により行う。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。

（受験の停止等）

第六条 試験に関して不正の行為があつたときは、総務大臣又は指定試験機関は、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効にすることができる。

（試験科目）

第七条 試験は、次の各号に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験科目について行う。

- 一 第一級アナログ通信

- イ 電気通信技術の基礎
 - (1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎
 - (2) 電気通信の基礎
- ロ 端末設備の接続のための技術及び理論
 - (1) 端末設備の技術
 - (2) 総合デジタル通信の技術
 - (3) 接続工事の技術及び施工管理
 - (4) トラヒック理論
 - (5) 情報セキュリティの技術
- ハ 端末設備の接続に関する法規
 - (1) 法及びこれに基づく命令
 - (2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令の概要
 - (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の概要
 - (4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の概要
- ニ 第二級アナログ通信
 - イ 電気通信技術の基礎
 - (1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の初歩
 - (2) 電気通信の初歩
 - ロ 端末設備の接続のための技術及び理論
 - (1) 端末設備の技術
 - (2) 総合デジタル通信の技術
 - (3) 接続工事の技術
 - (4) 情報セキュリティの技術
 - ハ 端末設備の接続に関する法規
 - (1) 法及びこれに基づく命令の概要
 - (2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令の概要
 - (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の概要
 - (4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の概要
- 三 第一級デジタル通信
 - イ 電気通信技術の基礎
 - (1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎
 - (2) 電気通信の基礎
 - ロ 端末設備の接続のための技術及び理論
 - (1) 端末設備の技術
 - (2) ネットワークの技術
 - (3) 接続工事の技術及び施工管理
 - (4) 情報セキュリティの技術
 - ハ 端末設備の接続に関する法規

- (1) 法及びこれに基づく命令
 - (2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令
 - (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
 - (4) 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令
- 四 第二級デジタル通信
- イ 電気通信技術の基礎
- (1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の初歩
 - (2) 電気通信の初歩
- ロ 端末設備の接続のための技術及び理論
- (1) 端末設備の技術
 - (2) ネットワークの技術
 - (3) 接続工事の技術
 - (4) 情報セキュリティの技術
- ハ 端末設備の接続に関する法規
- (1) 法及びこれに基づく命令の概要
 - (2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令の概要
 - (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の概要
- 五 総合通信
- イ 電気通信技術の基礎
- (1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎
 - (2) 電気通信の基礎
- ロ 端末設備の接続のための技術及び理論
- (1) 端末設備の技術
 - (2) 総合デジタル通信の技術
 - (3) 接続工事の技術及び施工管理
 - (4) トラヒック理論
 - (5) 情報セキュリティの技術
 - (6) ネットワークの技術
- ハ 端末設備の接続に関する法規
- (1) 法及びこれに基づく命令
 - (2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令
 - (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
 - (4) 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令
- (科目合格者に対する試験の免除)
- 第八条 試験において合格点を得た試験科目のある者が当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内（総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかつたことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで）に試験を受ける場合は、申請により、別表第一号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。

(一定の資格等を有する者に対する試験の免除)

第九条 工事担任者が他の試験を受ける場合は、申請により、別表第二号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。

2 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四十一条の規定により無線従事者の免許を受けている者又は建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理(建設業法施行令(昭和三十一年政令第百七十三号)第三十四条に規定する電気通信工事施工管理をいう。以下同じ。)とするものに合格した者(ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。)が試験を受ける場合は、申請により、別表第三号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。

(実務経歴を有する者に対する試験の免除)

第十条 端末設備等の接続に係る工事に關し、実務経歴を有する者が試験を受ける場合は、申請により、別表第四号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。

(認定学校等における認定に係る教育課程修了者に対する試験の免除)

第十一条 総務大臣の認定を受けた学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育施設(以下「学校等」という。)において認定に係る教育課程を修了した者が試験を受ける場合は、申請により、試験のうち電気通信技術の基礎の試験科目の試験を免除する。

(試験の実施)

第十二条 試験は、毎年少なくとも一回行うものとする。

(試験の公示)

第十三条 総務大臣又は指定試験機関は、試験の期日、場所、その他試験の実施に關し必要な事項をあらかじめ公示する。

(試験の申請)

第十四条 試験(指定試験機関が試験事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、別表第五号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、第十条の規定による試験の免除を申請する者は別表第六号に定める様式の経歴証明書を、第十一条の規定による試験の免除を申請する者は別表第六号の二に定める様式の修了証明書を添えなければならない。

2 指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、申請書及び写真を当該指定試験機関に提出しなければならない。

3 第一項後段の規定は、指定試験機関がその試験事務を行う試験について準用する。

(試験を免除する場合の手数料)

第十四条の二 電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)別表第二の総務省令で定める額は、試験科目の全部について試験を免除する場合にあつては五、六〇〇円とし、試験科目のうちの一部の科目について試験を免除する場合は八、七〇〇円とする。

(試験の通知)

第十五条 総務大臣又は指定試験機関は、第十四条の申請があつたときは、申請者に試験科目、日時及び場所を通知する。

(試験結果の通知)

第十六条 総務大臣又は指定試験機関は、試験を受けた者に、その試験の結果を工事担任者試験結果通知書により通知する。

(学校等の認定)

第十七条 第十一条に規定する学校等の認定は、総務大臣が別に告示する基準により行う。

(認定の申請)

第十八条 前条に規定する認定を受けようとする学校等の設置者は、別表第七号に定める様式の申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 学校等の名称及び所在地
- 二 設置者の名称又は氏名
- 三 学校等の長の氏名
- 四 学校等の設立の目的
- 五 学校等の設立及び部科設置の年月日
- 六 入学資格及び修業年限
- 七 教育課程(科目ごとの単位数を換算した時間数を含む。)
- 八 学生又は生徒の定員(部科別)
- 九 教員(教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別)の氏名、履歴、担当科目及び担当時間
- 十 参考事項

2 学校教育法第一条に規定する学校については、前項第四号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校については、第一項第九号に掲げる事項の記載を省略することができる。

4 国の設置する学校等(学校教育法第一条に規定する学校を除く。)については、第一項第四号に掲げる事項の記載を省略することができる。

5 第一項に規定する申請書は、認定を受けようとする学校等の学部及び学科の一ごとに作成するものとする。

(認定書の交付)

第十九条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、申請の内容を審査し、当該申請に係る学校等が第十七条に規定する基準に適合するものとして認定したときは、認定書を交付する。

(変更の届出等)

第二十條 学校等の認定を受けた者は、当該学校等に関し第十八条第一項第一号及び第七号から第九号までに掲げる事項並びに認定に係る部科名を変更するときは、あらかじめその内容及び変更する年月日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同条第二項又は第三項の規定により記載を省略することができることとなっている事項を変更する場合及び次条第一項の規定により認定の取消しの申請をする場合には、この限りでない。

2 学校等の認定を受けた者は、第十八条第一項第二号から第五号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同条第二項又は第四項の規定により記載を省略することができることとなっている事項の変更については、この限りでない。

3 学校等の認定を受けた者は、第十八条第一項第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該認定の取消しの申請をしなければならぬ。ただし、総務大臣が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

4 学校等の認定を受けた者は、前項ただし書の総務大臣が別に定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第二十一條 総務大臣は、認定を受けた学校等が第十七条の規定による認定の基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は学校等の認定を受けた者から当該認定の取消しの申請があつたときは、将来に向つてその認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、遅滞なく、その取消しに係る認定書を総務大臣に返納しなければならない。

(廃校の届出等)

第二十二條 学校等の認定を受けた者は、当該学校等又は認定に係る部科を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣に届け出なければならない。

(認定学校等の公示)

第二十二條の二 総務大臣は、第十九条の規定により認定した学校等及び部科の名称、第二十条第一項の規定により変更の届出があつた場合は変更後の学校等及び部科の名称、第二十一条第一項の規定により認定の取消しを行つた場合又は第二十二條第一項の規定により廃止の届出があつた場合はその旨、及びその他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(資料の提出等)

第二十三條 総務大臣は、第十七条から前条までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、学校等の設置者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

2 前項の場合において、総務大臣は、第十七条に規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができる。

第三章 工事担任者の養成課程

(認定の単位)

第二十四條 法第七十二條第二項において準用する法第四十六條第三項第二号の養成課程（以下「養成課程」という。）の認定は、資格者証の種類の一ごとに行う。

(認定の基準)

第二十五條 養成課程の認定の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 総務大臣がその養成課程を確実に実施することのできるものと認める者が実施するものであること。

二 養成課程を実施しようとする者が養成課程の実施に係る業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行つていないことにより養成課程の実施に係る業務が不公正になるおそれがないものであること。

三 管理者（養成課程の運営を直接管理する地位にある者をいう。以下同じ。）で、総務大臣がその養成課程の運営を厳正に管理することのできるものと認めるものを置くものであること。

四 その養成計画の実施に必要な設備を備えるものであること。

五 養成課程の一ごとに、別表第八号に掲げる授業科目及び授業時間（養成課程に係る授業が次号ロに規定するメディアを利用して行う授業である場合は別表第八号に掲げる授業時間の二分の一の時間とし、養成を受ける者の能力にかんがみ、総務大臣が特に他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授業時間とする。）を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要目に準拠するものであること。

六 授業は次のいずれかに該当するものであること。

イ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか若しくはこれらの併用による方法により行う授業又は当該授業の内容を電気通信回線を通じて送信すること等により当該授業を行う教室等以外の場所で当該授業を同時に受けさせる方法により行う授業（以下「面接等授業」という。）

ロ 多様なメディアを高度に利用する方法その他のイに掲げる方法以外の方法により行う授業であつて、面接等授業に相当する教育効果を有するもの（以下「メディアを利用して行う授業」という。）

七 養成課程の一ごと及び担当科目の別に従い、別表第九号に掲げる資格を有する者（総務大臣がこれと同等以上の教育上の能力を有するものと認めるものを含む。）で、その経歴等からみて講師（メディアを利用して行う授業においては、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導に従事する者を含む。以下同じ。）として総務大臣が適当と認めるものが授業に従事するものであること。

八 前号に規定する講師は、当該養成課程の養成人員四十人以上につき一人以上を置くものであること。ただし、総務大臣が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。

九 その養成課程の終了の際、総務大臣が別に告示するところにより試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、当該養成課程の修了証明書を発行するものであること。

十 前各号に掲げるもののほか、講師の担当する授業科目別授業時間、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。

(認定の申請)

第二十六条 養成課程の認定を受けようとする者は、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、当該申請書の記載事項が、当該申請者が既に認定を受けた申請書に記載したものと同一である場合は、提出する申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載を省略することができる(第一号に掲げる事項を除く。)

- 一 名称及び住所
- 二 実施しようとする養成課程の種類
- 三 実施しようとする理由及び運営方針
- 四 管理者の氏名、生年月日及び職業(勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。第六号において同じ。)
- 五 設備の状況
- 六 実施計画に関する事項で次に掲げるもの
 - イ 実施の期間及び場所(メディアを利用して行う授業の場合にあつては、実施の期間に限る。)
 - ロ 授業科目及び授業科目別授業時間(時間割を含む。)並びに実施要領(前条第五号の実施要目に係るものに限る。)
 - ハ 講師の氏名、職業、経歴、資格者証の番号並びに担当する授業科目別授業時間(メディアを利用して行う授業の場合にあつては、授業科目に限る。)
 - ニ 養成を受ける者の資格条件及び養成人員
 - ホ 試験問題の作成方針及び管理方法
 - ヘ 修了試験の受験要件(メディアを利用して行う授業による養成課程の場合に限る。)
 - ト 修了証明書の発行の条件

- 七 施設費及び運営費並びにその支弁方法
- 八 受講料の額
- 九 実施する者が行う業務
- 十 実施する者、その代表者、管理者又は講師が法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分を違反して法第七十二条第二項において準用する法第四十七条の規定による処分を受けたこと、法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者若しくは当該処分を受けた養成課程の管理者であつたことの有無(それらがある場合には、その事由を含む。)
- 十一 参考事項

(申請の手續の簡略)

第二十六条の二 同一の者が実施する二以上の養成課程であつて、その養成課程の実施の場所がいずれも同一(総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。))の管轄区域内であるものに関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合限り、同時に申請を行う養成課程の種類ごとの数を示した一の申請書を提出することにより行うことができる。

2 メディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあつては前項の規定にかかわらず、同一の者が実施する二以上の養成課程に関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合限り、同時に申請を行う養成課程の種類ごとの数を示した一の申請書を提出することにより行うことができる。

(認定)

第二十七条 総務大臣は、第二十六条の申請があつた場合において、その申請を審査し、当該申請に係る養成課程が第二十五条に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者からの申請があつたときは、同項の認定をしないことができる。

- 一 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 法若しくはこれに基づく命令の規定に違反して、法第七十二条第二項において準用する法第四十七条の規定による工事担任者資格者証の返納を命ぜられ、又は法第四十七条の規定による電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
 - 三 第三十二条第一項又は第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理者であつて、その処分の日から二年を経過しない者
 - 四 前三号のいずれかに該当する者を代表者又は当該申請に係る養成課程の管理者若しくは講師とする者
- 3 総務大臣は、第一項の規定により認定したときは、認定書を交付するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 4 前項の認定書には、その認定が第二十五条第五号に規定する他の授業時間の基準によるものであるときは、その旨及び当該授業時間を記載するものとする。

(基準の維持)

第二十八条 養成課程の認定を受けている者(以下「認定施設者」という。)は、その認定に係る養成課程を第二十五条に掲げる基準に適合するように維持しなければならない。

(養成課程に係る事項の変更)

第二十九条 認定施設者は、その養成課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類を提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

- 一 管理者
- 二 実施の期間
- 三 講師(その担当別を含む。)

四 養成人員（メディアを利用して行う授業による養成課程の場合を除く。）
 五 試験問題の作成方針及び管理方法
 六 養成課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲
 2 認定施設者は、第二十六条各号に掲げる事項（前項の規定により承認を受けなければならないもの及びメディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあつては養成人員を除く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。
 （報告）

第三十条 認定施設者は、その養成課程の終了の都度、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した書類を添えて行うものとする。

- 一 養成課程の種別
- 二 実施の期間及び場所
- 三 授業科目別授業時間
- 四 講師の氏名及び担当科目別授業時間
- 五 修了試験の問題及び正答（第十八条第二項の学校、同条第三項の専修学校及び同条第四項の学校等である場合は除く。）
- 六 履修者数
- 七 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号及び各修了者の修了試験の成績
- 八 参考事項

3 メディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあつては、前二項の規定にかかわらず、認定施設者は、その養成課程の受講者が当該養成課程を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

- 一 養成課程の種別
- 二 授業科目別授業時間
- 三 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
- 4 メディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあつては、前項の報告のほかに、認定施設者は、養成課程の期間が終了した日の属する年度の終了後速やかに、当該年度中に終了した養成課程について、養成課程の種別及び養成課程の一ごとに次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項が共通の養成課程については、当該事項が共通の養成課程ごとに当該事項を報告することができる。

一 養成課程の種別

二 授業科目別授業時間

三 講師の氏名及び担当授業科目

四 修了試験の問題及び正答（出題しなかったものを含む。）

五 修了者数

六 当該年度中に修了すべきであるにもかかわらず修了しなかった者の人数

七 参考事項

（書類の保存）

第三十一条 認定施設者は、その養成課程の終了後二年間、当該養成課程の修了試験の問題及び答案を保存しなければならない。

2 前項の問題及び答案は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により保存することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるなければならない。

（認定の取消し）

第三十二条 総務大臣は、認定をした養成課程が第二十五条に掲げる基準に適合しないものとなつたときは、その認定を取り消す。

2 総務大臣は、認定施設者が第二十七条第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき又は第二十九条の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

3 総務大臣は、前二項の規定により認定の取消しを行ったときは、認定施設者であつた者にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表する。

4 前項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく、その取消しに係る認定書を総務大臣に返納しなければならない。

（廃止）

第三十三条 認定施設者は、その養成課程を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、その養成課程に関する認定は、当該廃止の日に、その効力を失う。

（資料の提出等）

第三十四条 総務大臣は、養成課程に係る規定の施行に関し必要があると認めるときは、第二十六条の規定により申請をした者又は認定施設者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。前項の場合において、総務大臣は第二十五条に規定する基準に適合しているかどうかを確認するため必要があるときは、实地に調査することができる。

第四章 工事担任者の認定

(認定の申請)

第三十五条 法第七十二条第二項において準用する法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けようとする者は、申請書に端末設備等の接続に関し、工事担任者として必要な知識及び技能を有することを証明する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

(結果の通知)

第三十六条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、申請の内容を審査し、その結果を通知する。

第五章 工事担任者資格者証の交付

(資格者証の交付の申請)

第三十七条 資格者証の交付を受けようとする者は、別表第十号に定める様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び生年月日を証明する書類
二 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三〇ミリメートル、横二四ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものとする。第四十条において同じ。)一枚
三 養成課程(交付を受けようとする資格者証のものに限る。)の修了証明書(養成課程の修了に伴い資格者証の交付を受けようとする者の場合に限る。)

2 資格者証の交付の申請は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に行わなければならない。ただし、次項に規定する第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けている者の申請については、この限りでない。

3 第一級アナログ通信の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受けた者は、総合通信の資格者証の交付を申請することができる。

(資格者証の交付)

第三十八条 総務大臣は、前条の申請があつたときは、別表第十一号に定める様式の資格者証を交付する。

2 前項の規定により資格者証の交付を受けた者は、端末設備等の接続に関する知識及び技術の向上を図るよう努めなければならない。

第三十九条 削除

(資格者証の再交付)

第四十条 工事担任者は、氏名に変更を生じたとき又は資格者証を汚し、破り若しくは失つたために資格者証の再交付の申請をしようとするときは、別表第十二号に定める様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 資格者証(資格者証を失つた場合を除く。)

二 写真一枚

三 氏名の変更の事実を証する書類(氏名に変更を生じたときに限る。)

2 総務大臣は、前項の申請があつたときは、資格者証を再交付する。

(資格者証の返納)

第四十一条 法第七十二条第二項において準用する法第四十七条の規定により資格者証の返納を命ぜられた者は、その処分を受けた日から十日以内にその資格者証を総務大臣に返納しなければならない。資格者証の再交付を受けた後失つた資格者証を発見したときも同様とする。

(添付書類の省略)

第四十一条の二 第三十七条第一項の規定にかかわらず、資格者証の交付を受けようとする者は、次のいずれかに該当するときは、第三十七条第一項第一号の書類の添付を要しない。

一 総務大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から資格者証の交付を受けようとする者に係る同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報(同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。)の提供を受けるとき。

二 資格者証の交付を受けようとする者が他の工事担任者資格者証の番号を第三十七条第一項の申請書に記載するとき。

三 資格者証の交付を受けようとする者が法第四十六条第三項の規定により、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けており、当該電気通信主任技術者資格者証の番号を第三十七条第一項の申請書に記載するとき。

四 資格者証の交付を受けようとする者が電波法第四十条第一項の規定に係る無線従事者免許証の交付を受けており、当該無線従事者免許証の番号を第三十七条第一項の申請書に記載するとき。

第六章 指定試験機関

(指定の区分)

第四十二条 法第七十四条第二項の総務省令で定める区分(以下「試験事務の区分」という。)は、資格者証の種類を別とする。

(指定の申請)

第四十三条 法第七十四条第二項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 行おうとする試験事務の区分
- 二 名称及び住所
- 三 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

四 試験事務を開始しようとする日
 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 定款の謄本及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 五 役員の名簿及び経歴を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 七 試験事務を行うおととする事務所ごとに試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
- 八 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 九 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 十 法第七十六条に規定する試験員（以下「試験員」という。）の選任に関する事項を記載した書類
- 十一 その他参考となる事項を記載した書類

（指定試験機関の名称等の変更等の届出）

第四十四条 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 総務大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示する。

（試験員の要件）

第四十五条 法第七十六条の総務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 第一級アナログ通信、第一級デジタル通信又は総合通信の資格者証の交付を受けた者であつて、試験事務又は端末設備等の接続に係る工事に三年以上従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、電気通信技術に関する業務に十年以上従事した経験を有するもの
- 三 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気通信工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者
- 四 総務大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認める者

（役員を選任及び解任の認可の申請）

第四十六条 指定試験機関は、法第七十七条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の名簿
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の経歴
- 2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書を添えなければならない。

（試験員の選任及び解任の届出）

第四十七条 指定試験機関は、法第七十七条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 試験員の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の経歴並びにその者が試験事務を行う事務所の名称及び所在地
- 2 前項の場合において、選任の届出をしようとするときは、同項の届出書に、当該選任に係る者が、第四十五条に規定する試験員の要件を備えることを証明する書類の写しを添えなければならない。

（試験事務規程の記載事項）

第四十八条 法第七十九条第一項の総務省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
- 三 試験事務の実施の方法に関する事項
- 四 手数料の収納の方法に関する事項
- 五 試験員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 六 試験事務に関する秘密の保持に関する事項
- 七 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 八 その他試験事務の実施に関し必要な事項

(試験事務規程の認可の申請)

第四十九条 指定試験機関は、法第七十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 2 指定試験機関は、法第七十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請)

第五十条 指定試験機関は、法第八十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第八十条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(帳簿)

第五十一条 法第八十一条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験事務の区分
- 二 試験年月日
- 三 試験地
- 四 受験者の受験番号、氏名及び生年月日
- 五 可否の別
- 六 合格年月日

2 法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から三年間保存しなければならない。

(試験事務の実施結果の報告)

第五十二条 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、当該試験事務の区分ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 試験年月日
- 二 試験地
- 三 試験申請者数
- 四 受験者数
- 五 合格者数
- 六 合格年月日

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表
- 二 合格者の写真

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第五十三条 指定試験機関は、法第八十三条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止しようとする試験事務の範囲
- 二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間
- 三 休止又は廃止の理由

(試験事務の引継ぎ)

第五十四条 法第八十五条第三項に規定する総務大臣が試験事務の一部又は全部を自ら行う場合の必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 試験事務を総務大臣に引き継ぐこと。
- 二 試験事務に関する帳簿及び書類を総務大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他総務大臣が必要と認める事項

(公示)

第五十五条 法第七十四条第三項、法第八十三条第二項、法第八十四条第三項及び法第八十五条第二項の公示は、官報で告示することによって行う。

第七章 雑則

(書類の提出)

第五十六条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類(第四章及び第六章の規定によるものを除く。)は、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経由して提出することができるものとする。ただし、第十八条、第二十条、第二十二條第一項、第二十六条、第二十六条の二、第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項並びに第三十三条第一項の規定により総務大臣に提出する書類は、所轄総合通信局長を経由して提出するものとする。

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従つて、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)とする。

第十四条第一項の試験の申請	試験の施行地
第二章の学校等の認定に関する事項	学校等の所在地
第三章の養成課程に関する事項	養成課程の主たる実施の場所（メディアを利用して行う授業による養成課程にあつては、申請者及び認定施設者の住所）
第五章に規定する事項	試験の受験地又は修了した養成課程の主たる実施の場所（メディアを利用して行う授業による養成課程を修了した者にあつては認定施設者の住所、第四章に規定する認定を受けた者にあつては、その住所）

（電磁的方法による提出）

第五十七条 この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

附則

1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 法施行の際現に旧公衆法第五十五条の十七若しくは第百五条第七項の規定又は第百八条の二に規定する契約約款の条項に基づく工事担任者の資格（以下「旧資格」という。）を有する者（以下「旧資格者」という。）は、法附則第十四条第二項の届出をしようとするときは、附則別表第一号に定める様式の届出書を所轄地方電気通信監理局長を経由して郵政大臣に提出しなければならない。この場合において、同項の規定による届出は、第三十七条に規定する資格者証の交付の申請とみなす。

3 旧資格者は、前項の規定による届出をした場合において、それぞれ次の表の上欄に掲げる旧資格の区分に従つて、下欄に定める種類の資格者証の交付を受ける者とする。

旧資格	新資格
第一種	アナログ第一種
第二種	アナログ第二種
第三種	アナログ第二種
第四種	アナログ第二種
回線交換種	デジタル第一種
パケット交換種	デジタル第二種
国際電信種	デジタル第一種
国際公衆データ伝送種	デジタル第一種

4 法施行前に行われた旧資格に係る試験において合格点を得た試験科目のある者が、当該試験の科目合格通知の有効期間内に試験を受ける場合は、附則別表第二号の区別に従つて、申請により、試験科目の試験を免除する。

附則（昭和六一年一〇月四日郵政省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年二月一四日郵政省令第七三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年四月二五日郵政省令第二三三三号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成元年法律第六十七号）の施行の日（平成二年五月一日）から施行する。

附則（平成二年一月三〇日郵政省令第六四四号）

この省令は、平成二年十二月一日から施行する。

附則（平成三年二月二日郵政省令第九九号）

この省令は、平成三年七月一日から施行する。

附則（平成六年三月二日郵政省令第一五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年二月二八日郵政省令第一二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年三月二五日郵政省令第一五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 電気通信事業法施行規則、電気通信主任技術者規則、工事担任者規則、端末機器の技術基準適合認定に関する規則、電気通信事業報告規則及び電波法による伝搬障害の防止に関する規則（以下「関係省令」という。）に規定する書類の様式は、改正後の関係省令に規定する様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附則（平成八年三月二二日郵政省令第二七七号）

この省令は、公布の日から施行する。

アナログ第一種 技術	電気通信技術の基礎 端末設備の接続のための	○	基礎	通信	電気	AI第一種	○	基礎	通信	電気	AI第二種	○	基礎	通信	電気	AI第三種	○	基礎	通信	電気	DD第一種	○	基礎	通信	電気	DD第二種	○	基礎	通信	電気	DD第三種	○	基礎	通信	電気	AI・DD総合種		
		論	技術	の	続	の	設備	論	技術	の	続	の	設備	論	技術	の	続	の	設備	論	技術	の	続	の	設備	論	技術	の	続	の	設備	論	技術	の	続	の	設備	
		理	及	た	め	の	接	理	及	た	め	の	接	理	及	た	め	の	接	理	及	た	め	の	接	理	及	た	め	の	接	理	及	た	め	の	接	理
		規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規
		法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法
		法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法
		法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法
		法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法
		法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法
		法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法
		法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法
		法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法
		法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法
		法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法	則	に	接	規	る	法

附則（平成八年七月二二日郵政省令第五七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年五月二二日郵政省令第四五号）抄
1 この省令は、公布の日から施行する。

2 第十四条、第三十九条及び第四十条の申請書は、改正後の別表第五号及び別表第十二号に定める様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の様式によることができる。

附則（平成一一年一月二二日郵政省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年九月二七日郵政省令第六〇号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することができる。

附則（平成一三年一〇月二五日総務省令第一三九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年一月二六日総務省令第二一〇号）
この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百五号）の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。

附則（平成一六年三月一〇日総務省令第三七号）
この省令は、電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第十号）の施行の日（平成十六年三月二十九日）から施行する。

附則（平成一六年三月二二日総務省令第四四号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成一七年四月二二日総務省令第七八号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の工事担任者規則（以下「旧規則」という。）第三十八条の規定により交付を受けている工事担任者資格者証については、この省令の施行後において、なおその効力を有する。この場合において、当該工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「旧資格者」という。）が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲については、なお従前の例による。

2 旧規則第五条に規定する試験において合格点を得た試験科目のある者が当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して二年以内（総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかつたことその他特別の事情を考慮して別に告示する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して二年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで）にこの省令の施行による改正後の工事担任者規則（以下「新規則」という。）第五条に規定する試験を受ける場合は、申請により、次の表の区分に従って、試験科目の免除を受けることができる。

1 免除する試験科目は、○印を付したものとす。

2 アナログ第一種及びデジタル第一種の資格者証の交付を受けている者の試験の免除科目は、アナログ・デジタル総合種の資格者証の交付を受けている者の試験の免除科目と同じとする。

5 新規規第四十三条第一項の規定による指定を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、その申請を行うことができる。新規規第四十六条第一項及び新規規第四十九条第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。

6 この省令の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間は、第四十五条第一号中「AI第一種工事担任者、DD第一種工事担任者又はAI・DD総合種工事担任者」とあるのは、「アナログ第一種工事担任者、デジタル第一種工事担任者、アナログ・デジタル総合種工事担任者、AI第一種工事担任者、DD第一種工事担任者又はAI・DD総合種工事担任者」とし、別表第九号中講師が有すべき資格欄中「AI第一種」は「アナログ第二種又はAI第一種」と、「AI第二種」は「アナログ第二種又はAI第二種」と、「DD第一種」は「デジタル第一種又はDD第一種」と、「DD第二種」は「デジタル第二種又はDD第二種」と、「AI・DD総合種」は「アナログ・デジタル総合種又はAI・DD総合種」とする。

7 この省令の施行の際現に旧規則第二十五条第六号の規定により講師として総務大臣が適当と認めている者は、その者が従事するものとして現に認定を受けている養成課程が終了するまでの間に限り、当該養成課程の授業に従事することができる。

8 この省令の施行の際現に旧規則第二十七条第一項の規定により認定を受けている養成課程については、当該養成課程が終了するまでの間に限り、当該認定の効力を有する。この場合において、当該養成課程の認定を受けている者については、旧規則第三章の規定の適用を受けるものとする。

9 前項の養成課程を修了した者は、修了した日から三月以内に限り、新規規第三十七条第一項に基づく申請により、当該養成課程が旧規則に基づいて認定を受けている資格者証の種類に係る資格者証の交付を受けることができる。

10 第三項及び前項の規定によりアナログ第一種又はデジタル第一種の資格者証の交付を受けることができる者については、旧規則第三十七条第三項の規定の適用があるものとする。

11 この省令の施行の際現に旧規則第三十七条各項に基づき資格者証の交付の申請を行うことができる者は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は旧規則第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に限り、新規規第三十七条第一項に基づき資格者証の交付の申請を行うことができるものとする。ただし、アナログ第一種及びデジタル第一種の資格者証の交付を受けている者がアナログ・デジタル総合種の資格者証の交付を受けようとする場合は、平成十九年十月一日までの間に限り、当該資格者証の交付の申請を行うことができるものとする。

12 総務大臣は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る種類の資格者証を交付するものとする。

13 アナログ・デジタル総合種の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は旧規則第四章に規定する認定を受け、かつ、DD第一種の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は新規規第四章に規定する認定を受けた者は、AI・DD総合種の資格者証の交付を申請することができるものとする。ただし、当該申請は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は旧規則第四章若しくは新規規第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に行わなければならないものとする。

14 この省令の施行の際現に旧規則第十七条に基づく認定を受けている学校等は、この省令の施行の日、新規規第十七条の規定により認定を受けたものとみなす。

附 則 (平成一九年二月二六日総務省令第一五三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月二八日総務省令第二二六号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年六月三〇日総務省令第七五号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の工事担任者規則(以下「旧規則」という。)第八条の規定により国家試験の試験科目の免除を受けることができる期間は、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にされている旧規則第二十条の規定による学校等の認定の申請に係る審査については、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現にされている旧規則の規定による養成課程の認定の申請に係る審査については、なお従前の例による。

5 第三十九条及び第四十条の申請書は、改正後の別表第十二号の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお、従前の様式によることができる。

附 則 (平成二二年二月二六日総務省令第二二二号)
(施行期日)
1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第十九条、第二十一条から第二十二條の二まで、第二十五条から第二十七條まで、第二十九条、第三十条、第三十二条、第五十六条、別表第五号及び別表第八号の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

DD第一種	○	○
DD第二種	○	○
DD第三種	○	○
AI・DD総合種	○	○

8 前項の場合において、旧工担規則第二十七条第一項の規定により認定を受けている養成課程の種別がA I第一種のものは一級アナログ通信と、A I第三種のものは一級アナログ通信と、D D第一種の一級アナログ通信と、D D第三種の一級アナログ通信と、A I・D D総合種の一級アナログ通信とする。

9 この省令の施行の前に旧工担規則第二十七条第一項の規定により認定を受けている養成課程（A I第二種及びD D第二種の養成課程に限る。）を修了した者は、その養成課程を修了した日から三月以内に限り、旧工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付の申請をすることができるものとする。なお、当該申請に際しては、新工担規則第十号の様式にかかわらず、なお従前の様式によることができるものとする。

10 総務大臣は、第一項の規定により試験科目の試験の免除を受けて試験に合格した者から新工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付の申請があつたときは、合格した試験の種類に応じた種類の工事担任者資格者証を交付するものとする。

11 第三項及び第四項の規定による試験に合格した者は、旧工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付の申請をすることができるものとする。なお、当該申請に際しては、新工担規則第十号の様式にかかわらず、なお従前の様式によることができるものとする。

12 総務大臣は、第三項及び第四項の規定による試験に合格した者並びに第九項の規定による養成課程を修了した者から、旧工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付の申請があつたときは、当該申請に係る種類の工事担任者資格者証を交付するものとする。

13 この省令の施行の際現に旧工担規則第三十七条各項に基づき工事担任者資格者証の交付の申請（A I第二種及びD D第二種の工事担任者資格者証の交付の申請を除く。）を行うことができる者は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は旧工担規則第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に限り、新工担規則第三十七条第一項に基づき工事担任者資格者証の交付の申請を行うことができるものとする。

14 アナログ・デジタル総合種の資格者証の交付を受け、かつ、第一級デジタル通信の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は新工担規則第四章に規定する認定を受けた者は、総合通信の資格者証の交付の申請を行うことができるものとする。ただし、当該申請は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は新工担規則第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に行わなければならないものとする。

15 総務大臣は、前二項の申請があつたときは、当該申請に係る種類の工事担任者資格者証を交付するものとする。

16 この省令の施行の際現に旧工担規則第三十八条の規定により工事担任者資格者証の交付を受けている者が新工担規則第五条に規定する試験を受けようとするときは、申請により、次の表の區別に従って、試験科目の試験の免除を受けることができるものとする。

交付を受けている工事担任者資格者証の種類	受験する種類		免除する試験科目	端末設備の接続に関する法規
	第一級アナログ通信	第二級デジタル通信		
A I第二種	第一級アナログ通信	○	電気通信技術の基礎	○
	第二級デジタル通信	○		
D D第二種	第一級アナログ通信	○	○	○
	第二級デジタル通信	○		
アナログ第一種	第一級アナログ通信	○	○	○
	第二級アナログ通信	○		
アナログ第二種	第一級アナログ通信	○	○	(注)○
	第二級アナログ通信	○		
アナログ第三種	第一級アナログ通信	○	○	○
	第二級アナログ通信	○		
デジタル第一種	第一級デジタル通信	○	○	○
	第二級デジタル通信	○		

注 免除する試験科目は、○印を付したものとす。
別表第三号 免除する試験科目（第9条関係）

区別

受験する者が有する資格等

無線従事者資格	電気通信主任技術者資格	第一級総合無線通信士	○	免除する試験科目
	無線従事者資格	第一級総合無線通信士 第二級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第一級陸上無線技術士 第二級陸上無線技術士 第三級総合無線通信士	○	電気通信技術の基礎 端末設備の接続に関する法規 電気通信技術の基礎
別表第四号 免除する試験科目（第10条関係）	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）	電気通信技術の基礎	○	電気通信技術の基礎
		（第二級アナログ通信又は第二級デジタル通信の試験を受験する場合に限る。）	○	電気通信技術の基礎

受験する種別

実務経歴

第一級アナログ通信	端末設備等を接続するための工事に2年以上 端末設備等を接続するための工事に1年以上	○	○	電気通信技術の基礎	○	○
第二級アナログ通信	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が51以上のものに限る。）又は総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が毎秒64キロビット換算で51以上のものに限る。）に3年以上（注2）	○	○	電気通信技術の基礎	○	○
第一級デジタル通信	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事又は総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事に2年以上 端末設備等を接続するための工事に1年以上 デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒1ギガビット）を超えるものに限る。）に3年以上（注3）	○	○	電気通信技術の基礎	○	○
第二級デジタル通信	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事に1年以上 デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信用設備により信号を送送するものを除く。）に2年以上	○	○	電気通信技術の基礎	○	○
総合通信	端末設備等を接続するための工事に1年以上 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が51以上のものに限る。）又は総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が毎秒64キロビット換算で51以上のものに限る。）並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒1ギガビット）を超えるものに限る。）にそれぞれ3年以上（注4）	○	○	電気通信技術の基礎	○	○

注

免除する試験科目
電気通信技術の基礎
端末設備の接続のための技術及び理論

- 1 第二級アナログ通信、第二級デジタル通信又は工事担任者規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第78号）附則第2条第1項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第三種若しくはデジタル第三種の資格者証の交付を受けている者に限ることとし、当該資格者証の交付後の実務経歴によるものとする。
- 2 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が2以上のものに限る。）又は総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が基本インタフェースで2以上のものに限る。）の実務経歴の期間の2分の1に相当する期間は、第一級アナログ通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に通算することができる。
- 3 デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの又は総合デジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。）の実務経歴の期間の2分の1に相当する期間は、第一級デジタル通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に通算することができる。
- 4 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が2以上のものに限る。）、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が基本インタフェースで2以上のものに限る。）又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの又は総合デジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。）の実務経歴の期間の2分の1に相当する期間は、総合通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に通算することができる。
- 5 免除する試験科目は、○印を付したものとす。
- 6 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者については、「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間は、それぞれの2分の1の期間とする。
- 7 第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される者が第一級アナログ通信の資格者証の交付を受けている場合及び第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される者が第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けている場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

- 注1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 受験・免除の別の欄は、試験科目ごとに、受験しようとするものについては「受験」の文字を、免除を希望するものについては「免除」の文字をそれぞれ○で囲むこと。
- 3 免除を希望する試験に関する事項の欄は、受験・免除の別の欄で「免除」の文字を○で囲んだ試験科目について、次の表の1の欄の区別に従い、同表の3の欄に掲げる事項又は同表の2の欄若しくは4の欄の【 】内の文字を記入すること。

1 区 別	2 根拠の欄の記入事項	3 施行年月の欄及び受験番号の欄の記入事項	4 その他の欄の記入事項
工事担当者規則第8条又は附則第4項の規定により免除を受けようとする場合(科目合格者に対する免除)	【科目合格】	合格点を得た試験科目の試験の施行年月及び受験番号	【下記欄の資格等】 第1項の建設業規程による各種技術検査のうち信託工事の施工管理とする者(第一次検査に合格した者)の試験に合格した者を除く。 【下記欄の資格等、字別】 現行資格証明書の字
工事担当者規則第9条の規定により免(一定の資格)を受けようとする者(免除)	【資格等】		【別添資格証明書】 工事担当者又は電気通信主任技術者を受けようとする者は、資格等、 【別添資格証明書】 現行資格証明書の字
工事担当者規則第10条の規定により免(実務経歴)を受けようとする者(免除)	【実務経歴】		【別添資格証明書】 工事担当者又は電気通信主任技術者を受けようとする者は、資格等、 【別添資格証明書】 現行資格証明書の字

		別添経歴証明書】
工事担当者規則第11条の規定により免除を受けようとする場合（認定学校等における認定に係る教育課程修了者に対する免除）	【認定学校】	【下記学校等、別添修了証明書】

- 4 現に有する資格等の欄は、工事担当者、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者、無線従事者若しくは建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）が工事担当者規則第9条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合又は工事担当者若しくは電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が同規則第10条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合に限り、当該資格等について記入すること。
- 5 建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）が工事担当者規則第9条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合は、当該検定種目について、同法第27条第5項の規定により交付された合格証明書の写しを添付すること。
- 6 学歴の欄は、認定学校等における認定に係る教育課程修了者が工事担当者規則第11条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合に限り、当該学校等について記入すること。
- 7 受験整理票に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦30ミリメートル、横24ミリメートルのものであること。

別表第六号 経歴証明書の様式（第14条関係）（平7郵令15・平10郵令45・平11郵令3・
令元総省令19・令2総省令85（令2総省令103）・令2総省令103・一部改正）

経 歴 証 明 書		
従 事 期 間		従事した接続の工事の内容
年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 日間	
合 計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
氏 名

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
会 社 名
所 在 地
代表者役職名
代表者氏名

短 辺 （日本産業規格 A 列 4 番）

- 注1 経歴証明書は、接続の工事に従事した勤務先の証明を受けなければならない。
- 2 従事した接続の工事の内容は、別表第四号の実務経歴が容易に判別できるものであること。
- 3 従事期間は、次により計算した期間を記入すること。
- (1) 従事した日から起算し、末日は終了しないときでも1日として算入する。
- (2) 月又は年で定める従事期間は、暦に従って計算し、月又は年の始めから起算しないときは、その期間は最後の月又は年における起算日に相当

する日の前日をもつて満了する。ただし、最後の月又は年に応当日がないときは、その月の末日をもつて満了するものとする。

- (3) 従事期間を計算するには、1月に満たない従事日数は、合算して30日になるときは1月とし、1年に満たない従事月数は、合算して12月になるときは1年とする。
- 4 従事した勤務先が異なるときは、それぞれの勤務先ごとに経歴証明書を作成すること。
-

別表第六号の二 修了証明書の様式（第14条関係）（平6郵令15・追加、平11郵令3・平17総省令78・令元総省令19・令2総省令85（令2総省令103）・令2総省令103・一部改正）

修 了 証 明 書

氏 名
(年度入学)

工事担任者規則第11条に規定する総務大臣の認定を受けた教育施設において認定に係る教育課程を修了したことを証明します。

学校等の名称	
認定年月日	

年 月 日

学校長

短 辺 (日本産業規格A列4番)

長 辺

別表第八号 授業科目及び授業時間(第25条関係)

養成課程の種類		授業科目及び授業時間	
第一級アナログ通信の養成課程	電気通信技術の基礎	300時間以上	350時間以上
第二級アナログ通信の養成課程	電気通信技術の基礎	200時間以上	125時間以上
第一級デジタル通信の養成課程	電気通信技術の基礎	50時間以上	150時間以上
第二級デジタル通信の養成課程	電気通信技術の基礎	25時間以上	310時間以上
総合通信の養成課程	電気通信技術の基礎	65時間以上	150時間以上
総合通信の養成課程	電気通信技術の基礎	75時間以上	465時間以上

別表第九号 講師が有すべき資格(第25条関係)

養成課程の種類	担当する授業科目	講師が有すべき資格		
		第一級アナログ通信	第一級デジタル通信	総合通信
第一級アナログ通信の養成課程	電気通信技術の基礎	○	○	○
	端末設備の接続のための技術及び理論			○
第二級アナログ通信の養成課程	電気通信技術の基礎	○	○	○
	端末設備の接続のための技術及び理論			○
第一級デジタル通信の養成課程	電気通信技術の基礎	○	○	○
	端末設備の接続のための技術及び理論			○
第二級デジタル通信の養成課程	電気通信技術の基礎	○	○	○
	端末設備の接続のための技術及び理論			○
総合通信の養成課程	電気通信技術の基礎	○	○	○
	端末設備の接続のための技術及び理論			○

注 1 授業科目を担当できる講師は、○印を付した資格を有する者とする。
 2 総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」及び「端末設備の接続に関する法規」の授業科目については、第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の資格を有する者も担当できることとする。

別表第十号 申請書の様式 (第37条関係) (平17総省令78・全改、平22総省令12・令元総省令19・令2総省令103・令2総省令96 (令2総省令103) ・一部改正)

工事担任者資格者証交付申請書

年 月 日

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄
(この欄に貼付されたときは、他に裏面下部に貼って下さい。また、申請者は消印しないでください。)

(収入印紙貼付必要額を超えて貼っている場合は、申請書の裏面に、「過剰納税 氏名」のように記入して下さい。)

郵便番号

住 所

〈方〉 電話(日中の連絡先)

氏名	フリガナ(姓)	(名)
	漢字(姓)	(姓)
名		(名)

生年月日

下の欄の生年月日又は現に有する工事担任者資格者証、電気通信主任技術者資格者証若しくは無線従事者免許証の番号のいずれか一つを記入し、種別、氏名及び生年月日を証する書類の提出を省略することができます。

→ 記入した番号の種類(いずれかの□に印を記入して下さい。)

□	生民票コード(11桁)
□	工事担任者資格者証の番号
□	電気通信主任技術者資格者証の番号
□	無線従事者免許証の番号

(左括弧で記入)

資格者証の交付を求めたいので、工事担任者規則第37条の規定により、(方紙書類を添えて)申請します。

申請資格	1. 第 1 級アナログ通信			2. 第 2 級デジタル通信			3. 総合通信		
	A 試験合格	受験番号							
B 養成課程修了	養成課程の名称							修了証明書の番号	(年 月 日修了)
C 総務大臣認定	認定番号								(年 月 日認定)
D 既取得資格	資格者証番号								(年 月 日交付)
	資格者証番号								(年 月 日交付)
添付書類	① 氏名及び生年月日を証する書類(生民票コード又は現に有する工事担任者資格者証、電気通信主任技術者資格者証若しくは無線従事者免許証の番号を記載しない場合) ② 養成課程修了証明書								

※ 試験に合格した日、養成課程を修了した日又は総務大臣による認定を受けた日から5月以内に申請してください。
 ※ 添付の書類には、申請に係る資格者の氏名を記載してください。
 ※ 氏名及び生年月日を証する書類は、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し、住民票の記載事項説明書、戸籍簿謄本等の公的書類を添付してください。なお、これらのコピーは原本と同等ないと判断できない場合は認められません。
 ※ 資格者証の取得を申請するときの所定の期日が手配り、申請者の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、捺印の欄をそれぞれに添付した方法により申請してください。

(日本産業規格A列4番)

(数字の単位は、ミリメートル)

注1 生年月日は、次により記載すること。

- (1) 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRと記入すること。
- (2) 年月日のいずれかの数字が1桁の場合は、当該1桁の数字の前に0を付して2桁にして記入すること。

(記載例)

昭和30年1月7日の場合	生年月日	S	3	0	0	1	0	7
--------------	------	---	---	---	---	---	---	---

- 2 申請資格の欄は、交付を受けようとする資格者証の種類を○で囲み、必要事項を記入すること。
- 3 申請区分の欄は、該当する区分の記号1つを○で囲み、必要事項を記入すること。
- 4 既取得資格の欄は、申請資格が総合通信である場合に限り、既に取得している資格者証の番号を記入すること。
- 5 添付書類の欄は、該当する事項の数字を○で囲むこと。

別表第十一号 資格者証の様式（第38条関係）（平12郵令60・平22総省令12・一部改正）
（表面）

工事担任者資格者証		写 真
資 格		
資格者証番号		
交付年月日	年 月 日	
氏 名	年 月 日生	
生 年 月 日	年 月 日生	
<p>上記の者は、工事担任者規則により、上記資格を与えたものであることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 <input type="checkbox"/> 印</p>		

85ミリメートル

54ミリメートル

（裏面）

注意事項

注 用紙の表面及び裏面に無色透明の薄板を接着させる。

別表第十二号 申請書の様式 (第40条関係) (平16総省令37・全改、平21総省令75・平22
 総省令12・令元総省令19・令2総省令103・令2総省令85 (令2総省令105) ・一部改正)

工事担任者資格者証再交付申請書

年 月 日

総務大臣 殿

写真貼付欄

1. 申請者本人が写って、
1. 20mm

2. 正面、階層、肩幅等、
上半分までが写し取ら
なければならない。

3. 顔は黒く塗りつぶさ
ない。

4. 写真は横向きで貼付
する。貼付の際、写真
の中心が貼付欄の中心
に合うように貼る。

収入印紙貼付欄
 (この欄に貼らねないときは、横書きの上段に貼ってください。また、申請者は消印しないでください)

郵便番号 _____

住 所 _____

(方) 電話(日中の連絡先) _____

氏名	フリガナ(姓)	(名)	(名)
	名字(姓)		

(収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、申請書の余白に、「通称(姓 氏名)」のように記入してください)

資格者証の再交付を受けたいので、工事担任者規則第40条の規定により、別紙書類を添えて申請します。

種 由	1 汚損 2 破損 3 亡失 4 氏名の変更			
	1	2	3	4
申請に係る資格者証の内容	資格者証の種類			
	資格者証番号			
	氏 名			
	生 年 月 日			
変更後の氏名				
添 付 書 類	1 氏名の変更の事実を証する書類 2 資格者証			

※ 写真の裏面には、申請に係る資格者証の氏名を記載してください。
 ※ 氏名の変更の事実を証する書類は、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し等、変更の事実(変更前後の氏名)を明確でる必要書類を添付してください。なお、これらのコピーは原本と同等でないことが理由でない場合は認められません。
 ※ 資格者証の写しを希望するときは所定の郵便封筒を貼り、申請者の郵便番号、住所及び氏名を記載した郵便封筒を添えて、郵便物の場合はそれを添付した封筒により申請してください。

(数字の単位は、ミリメートル) (日本産業規格A列4号)

- 注1 理由の欄は、該当する事項の数字を○で囲むこと。
- 2 申請に係る資格者証の内容の欄は、次により記載すること。
- (1) 亡失等の理由により資格者証番号が不明な場合は、その記載を省略することができる。

附則別表第一号 届出書の様式（附則第2項関係）（平12郵令80・令2総省令108・一部改正）

<p style="text-align: center;">総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">届 出 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>郵便番号 _____</p> <p>住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">(方) 電話 (連絡先) _____</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 5px 0;">収入印紙</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table> <p>生年月日 <input type="text"/>年 <input type="text"/>月 <input type="text"/>日</p>	フリガナ		氏 名		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 5px 0;">写 真 欄</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 5px 0;">写 真 欄</div> <p style="font-size: small;">交付を受けようとする資格者 の氏名</p>						
フリガナ											
氏 名											
<p>資格者証の交付を受けたいので、工事担当者規則附則第2項の規定により届出します。</p>											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">現在の認定証の記載内容</td> <td style="width: 50%;">交付を受けようとする資格</td> </tr> <tr> <td>認定区分</td> <td>P アナログ 第一種</td> </tr> <tr> <td>認定証番号</td> <td>Q アナログ 第二種</td> </tr> <tr> <td>認定年月日</td> <td>S デジタル 第一種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>T デジタル 第二種</td> </tr> </table>		現在の認定証の記載内容	交付を受けようとする資格	認定区分	P アナログ 第一種	認定証番号	Q アナログ 第二種	認定年月日	S デジタル 第一種		T デジタル 第二種
現在の認定証の記載内容	交付を受けようとする資格										
認定区分	P アナログ 第一種										
認定証番号	Q アナログ 第二種										
認定年月日	S デジタル 第一種										
	T デジタル 第二種										

(数字の単位は、ミリメートル)

189

68

112

- 注1 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦30ミリメートル、横24ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものを、写真欄に2枚(同一のものとする。)はること。
- 2 氏名の欄は、枠内左詰めとし、姓と名の間に空欄を1枠設けること。
(記載例)

フリガナ	スズキ タロウ									
氏名	鈴	木	太	郎						

- 3 生年月日は次により記載すること。
- (1) 年号は、明治M、大正はT、昭和はSと記入すること。
- (2) 年月日のいずれかの数字が1桁の場合は、当該1桁の数字の前に0を付して2桁にして記入すること。
(記載例) 昭和30年1月7日の場合

生年月日	S	3	0	0	1	0	7
		年		月		日	

- 4 認定証番号の欄は、枠内に左詰めとし、数字はアラビア数字を用いること。
(記載例)

認定証番号	2	8	2	0	0	0	6
-------	---	---	---	---	---	---	---

認定証番号	譚	6	0	8	4	7	9
-------	---	---	---	---	---	---	---

認定証番号	岩	い	3	5	2		
-------	---	---	---	---	---	--	--

- 5 認定年月日の欄の記入については、注3に準ずること。
- 6 交付をうけようとする資格の欄は、該当する資格の記号1つを○で囲むこと。

